



29福保保国第716号
東京都国民健康保険運営協議会

東京都国民健康保険運営協議会条例（平成29年東京都条例第22号）第2条の規定により、下記の事項について貴会の意見をお伺いいたします。

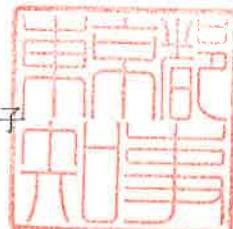
平成29年11月21日

東京都知事

小池

百合子

記



1 質問事項

東京都国民健康保険運営方針の策定について

2 質問理由

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）」により、平成30年度から、都道府県が区市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになった。

都道府県は財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされた一方、区市町村は、住民との身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされた。

このことから、都と都内区市町村とが一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するため、都内の統一的な方針として、改正後の国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、都が東京都国民健康保険運営方針を策定する。

このため、標準的な保険料の算定方法、区市町村における保険料の徴収及び保険給付の適正な実施等を内容とする国民健康保険運営方針について審議する必要がある。